

## 富山地方裁判所委員会（第10回）議事概要

### 1 開催日時

平成20年7月3日（木）午後2時30分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

富山地方裁判所1号法廷及び評議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### (1) 委員

石須秀知，蛭谷とし子，木村聡，佐藤真弘，志津田一彦，杉森研二（委員長），新倉明，西川浩夫，山崎隆志

#### (2) 説明者

坂田刑事部裁判官，畦地刑事首席書記官

#### (3) 事務担当者

西野民事首席書記官，中川事務局長，藤田総務課長，石田総務課課長補佐，安田庶務係長

### 4 進行次第

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 新委員の紹介，新委員のあいさつ

#### (3) 議事

##### ア テーマの決定及び趣旨説明

「裁判員制度実施に向けた取組」

##### イ 説明

(ア) 裁判所における裁判員制度に向けた準備状況と今後の取組（畦地刑事首席書記官）

(イ) 検察庁における裁判員制度に向けた準備（新倉委員）

##### ウ 意見交換

別紙のとおり

- (4) 退任委員のあいさつ
- (5) 次回テーマ  
「労働審判制度について」
- (6) 次回開催期日

平成20年11月4日(火)午後2時30分

以上

(別紙)

意見交換( 委員長 委員 説明者)

裁判員制度実施に向けた取組に関して、まず、裁判所の物的設備について、何か質問等はあるか。

裁判員法廷に整備されているペンタブレット(マウスの代わりにペンを使ってパソコンを操作するツール)では、機械に不慣れな人や緊張する人などがうまく書けないこともあるので、その場合に補助が必要になるのではないか。

尋問等で見取図などの書面を示す場合、そもそも裁判所の許可が必要である。証人等が見取図などに書き入れる際に戸惑っている様子がうかがわれた場合、尋問者が補助をしている。

尋問者は、証人等に対して、記載内容の確認もしている。

冒頭陳述などのプレゼンテーションは、だれが作っているのか。

弁護士の場合は、弁護士自身が作成している。

検察庁では、検察事務官の補助を受けて検察官が作成している。

プレゼンテーション能力に差があった場合、裁判員は、わかりやすいプレゼンテーションをした方に流れてしまわないか。

弁護士相互は情報を共有していないことから、検察庁に比べるとプレゼンテーション能力が劣っていると思われる。これに対する弁護士会としての対応状況は厳しいものがある。

プレゼンテーションをする前提として、論点を整理しているのか。

争点は整理しているが、どのようにプレゼンテーションを作るかは自由なので、争点をどのようにわかりやすく説明したらよいか、それぞれが試行錯誤している。

公判のときには、争点が絞られているのか。

公判前整理手続で争点が絞られている。プレゼンテーションについては、弁護士会の研修が十分に行われなければ、裁判員法廷に整備されている機器を使用しない弁護士も出てくるのではないか。

50代から60代の弁護士も刑事裁判の弁護人をしている。そのような弁護士が、すぐに裁判員法廷に整備されている機器を使用してプレゼンテーションをすることは困難である。

委員からの御意見のように、プレゼンテーション能力の差が裁判の結果に影響を与えるのではないかという懸念の声もある。

裁判員裁判における審理は分かりやすいものを目指している。そのため、検察官や弁護人の主張立証についても分かりやすいものにしてもらうよう働きかけをしているところである。ただ、模擬裁判の様子を見ていると、プレゼンテーションの良い方が裁判で有利であると感想を述べる裁判員役は少ない。プレゼンテーションで説明された主張の内容自体で判断をする裁判員役がほとんどである。もっとも、難しい事件で、検察官、被告人双方の主張などが分かりにくいものであれば、裁判員は事件に対する判断材料がなくなり、判断をすることができなくなってしまうおそれがあることから、検察官、被告人双方には分かりやすい裁判に向けて努力をしていただきたい。パワーポイントの利用は、分かりやすい裁判を実現するための方法の一つであるだけである。

現状では、弁護士会において、プレゼンテーション手法やパワーポイントに対する研修が行われていないため、検察官との差が出てくると思う。また、ソフトウェアやカラーコピー機の購入など基本設備を整えることについても、弁護士は個人事業主であり、裁判員裁判を受け持つのも年に1回程度となれば、費用対効果を考慮すると、難しい。

また、検察官は事件の情報すべてに基づいて冒頭陳述などを行うが、弁護人は断片的な情報しかなく、どこまで整然とした主張立証ができるのかということになる。

機器を使用しないことのみをもって、裁判員などから弁護人は手抜きをしているというような批判が出た場合には、裁判所はそうではないということを必ず説明するし、検察官と被告人とのプレゼンテーションの差のみにより、裁判が不公

平にはならないようにする。

この前の模擬裁判では、弁護人役もかなりのレベルでプレゼンテーションがなされていた。

プレゼンテーションのためにパワーポイントなどのソフトウェアを使用しなければならないというわけではない。ボードを使っての説明をすることもできる。事案ごと、争点ごとに、検察官や弁護人が訴えたいことを分かりやすく説明するだけである。

陪審員制度を導入している国においても、裁判員法廷のような設備がなされていない国もある。

裁判員法廷は、マイクが固定されているが、検察官や弁護人などは、審理中に席を離れて尋問をすることがあるので、ピンマイクなどがあつたらよいのではないか。

裁判所では、現在、音声認識システムを開発しており、テストを行っているところである。音声認識システムでは、当事者らの音声を拾う必要があり、最高裁判所は、ピンマイクの使用を含めて、その方法を検討しているところである。裁判所の物的整備は、分かりやすい審理をするためのものであり、あるものを有効利用していただきたいと考えているが、利用の有無が裁判の結果につながるものではない。

次に、広報について、何か御意見等はあるか。

裁判員制度の施行日が決まり、広報活動はそろそろ終わるのか。

裁判員制度施行までに国民の理解を一定のレベルまで上げるよう法律は求めている。その意味での広報活動は施行日まで行うし、施行後も継続して広報する必要もある。学校教育等息の長いものや報道を通じたもの、啓蒙活動などを続けることになる。

今までの広報活動を反省した上で、今後の広報活動をする必要があると考えている。

今年の1月、2月に世論調査を行った。全国的に見て、裁判員裁判への参加意向は、「義務なら参加せざるを得ない。」という消極意見を含めても60パーセント程度であった。若い世代は比較的積極的であるが、70歳以上の世代は参加したくないと回答した比率が高い。70歳以上の世代は裁判員の辞退理由となることから、70歳以上の世代を除くと、裁判員裁判への参加意向は、消極意見も含め65パーセント程度になるのではないかと。富山県の裁判員裁判への参加意向は、消極意見も含め50パーセント弱であり、全国平均よりも少ない。裁判員裁判への参加意向は、都会よりも田舎の方が消極的である。このような状況をどのように感じているか。

世論はその後変化しているのではないかと。模擬裁判に参加した裁判員役の方の感想を踏まえたら、変わるのではないかと。

裁判員役の方々の感想は、本当の裁判員裁判でもできるという自信がついたなどおおむね好意的なものであり、充実感をもって帰ってもらっている。その一方で、裁判員制度について真剣に考える人々が増えるとともに参加には消極的になる方も出てくるという側面もある。

前回の模擬裁判では、職員から提供を受けた名簿を基に裁判員役を選んだとのことであるが、職員から提供を受けた名簿の人と企業等から提出を受けた名簿から抽選により選ばれた人では、前者の方が裁判員裁判への参加に前向きなのではないかと。

抽選の基となった名簿は、ボランティアをお願いして大企業から提出してもらった名簿であり、裁判員裁判への参加意欲は積極的である。職員から提供を受けた名簿の人は積極的であるとは限らない。実際の裁判員裁判を見越して、裁判員は義務であっても参加したくない人や参加について消極的な人と模擬裁判のときに接触をとり、模擬裁判に参加してもらえるようにしなければならないと痛感している。今後、この問題点について、様々な角度から努力をしていきたい。

模擬裁判を実施するにあたっては、本番に近い裁判員役の確保が課題である。

企業から提供を受けた名簿はその企業を代表しているような方が多く、職員から提供を受けた名簿は一般の方をお願いしているもので、どちらかというところ、後者がより実際に近い方々の名簿ではないかと考えている。前回の模擬裁判では職員から提供を受けた名簿から選んだことにより、かなり実際の裁判員裁判の裁判員に近い方を確保できたと思っている。

裁判員裁判を経験してもらえれば、積極的になると考えているのか。

裁判員について、最初は不安であると思うが、裁判官としても評議の中で話しやすい雰囲気作りをしておき、裁判員役をされた方から、「驚くほど意見を言うことができた。」、「充実した話し合いができた。」など、好意的な意見を多くいただいている。裁判員裁判への参加意欲が低調なのは、裁判員になることについての不安と思われ、裁判員制度について繰り返し説明をし、分かりやすい裁判運営をしていきたい。

検察審査会では、検察審査員経験者が検察審査会の啓蒙活動をしてきている。裁判員制度についても、裁判員経験者が啓蒙活動をしてくれるのではないかと期待している。

裁判員制度広報用映画でも、最後には裁判員の人が、「やってよかった。」との感想を述べているが、そのようなものか。

映画での1シーンは、検察審査会で検察審査員を経験された多くの方の感想が根拠となっているのではないか。

そのほかに、広報活動について、意見はあるか。

私個人としては、裁判員制度は定着するのではないかと考えている。問題は、どのようにして裁判員を送り出す側の企業に、従業員を出すことにより業務が多少苦しくなっても、裁判員として送り出すんだという意欲を持ってもらうかではないかと思う。

委員の中でも会社を経営している方がおられるが、どのように考えているのか。

当社としては、裁判員として積極的に送り出すつもりである。その場合、その

従業員は有給休暇になると思う。

無給となる企業もあるのか。

そういう企業があることは聞いている。裁判所が裁判員に支払う日当は、裁判員の職務を行うにあたって生じる損害の一部を補償するものである。

裁判員を送り出す側の企業に対し、事前に、何らかの連絡が入るのか。

雇用主に裁判所から話をしてほしいと希望する方もいると思われるが、事前連絡はしない。

それでは、個人に負担がかかるのではないか。公的機関から企業に話をしても良かったらいいのではないか。

裁判員候補者は無作為に選ばれていることから、呼出状を出す段階では、その人の勤務先を把握していないため、先に勤務先に連絡をとることは困難である。

裁判員候補者からの要望があれば、公的な書面を出してくれることを希望する。

従業員が裁判員として参加する場合、裁判員になることは義務であることから、有給休暇が認められるのではないか。

裁判所は、企業訪問を実施しており、その際、特別有給休暇の創設をお願いしている。その結果、就業規則を改正していただいた企業もある。しかし、冷やかな対応の企業もあった。企業としては、ほかの企業の動きを踏まえて、足並みをそろえようとしているのではないかと思っている。今後も、有給休暇制度の創設をアピールしていきたい。

金融機関の中にも特別有給休暇制度の創設をしているところがある。

北海道の畜産関係の組合が、畜産に携わっている者が裁判員として呼び出された場合、何らかの手当をすることを検討していると聞いている。他職種も組合などの公的機関がバックアップ体制をとる必要があるのではないかと思う。

そのような広報活動もしなければならない。裁判所としては、中規模企業の組合には接触しているが、小規模企業の組合への接触は困難な状況である。

裁判員候補者に対する質問手続の際、裁判員として参加することに雇用主から



理解が得られないとして辞退が認められるのか。

この場では判断がつかないが、具体的な事情を聞いて、辞退が認められる場合もあるのではないかと。ただし、雇用主から理解が得られないという理由だけでは辞退が認められるのは難しいのではないかと。

富山県では、裁判員制度が始まることを知っている人が90パーセント程度いるが、事件の7割が3日以内で終わることを知っている人は11パーセント程度しかいない。6週間前には裁判員候補者として呼出状が届くことを知っている人は12パーセント程度である。裁判員制度の内容についての周知活動を行うことにより、雇用主の理解を得られるのではないかと考えている。

従業員が裁判員として3日間会社を休むということは、1週間休むのと大きく変わらない印象である。

自営業者と会社勤めの者とは裁判員の選ばれ方に差があるのか。

裁判員は無作為に選ばれるので、自営業者か会社員かによる差はない。

次に、手続検証について、何か御意見等はあるか。

個人的には、模擬裁判で2日間拘束されたのは、仕事としては厳しいものがあった。私の事務所は弁護士1人の事務所であり、突然仕事の依頼が入ったり、継続的に取引のある依頼主からの依頼が入ったりするが、模擬裁判であったとしても一定の期間拘束されるという事情を理解してもらえない。模擬裁判に参加したことはいい経験にはなったが、厳しい面もあった。また、実際の裁判では、被告人の証言が変わったりする場合もあり、それに伴い、弁論を変える必要が出てくるなど、その対処方法に不安がある。

検察官と弁護人のプレゼンテーションの差は段々なくなってくると思っている。前回の模擬裁判でも、参加者から、「双方、色々な工夫をしており、分かりやすかった。」という感想を聞いている。

弁護士の態勢も切実な問題であると裁判所は認識しているが、弁護人が役割を分担できるようにするための複数選任を試したりしており、解決するものと思っ

ている。

裁判員裁判への参加意欲については、始まってみないとわからないのではないか。始まってしまえば、裁判員経験者から口コミで情報が入ることにより、段々と浸透していくのではないか。

裁判員法廷の設備が故障した場合、用意してあったプレゼンテーションは使われないのか。復旧するまで待つことになるのか。

ホワイトボードを使用するなど臨機応変に対処することになるのではないかと考えている。

プレゼンテーションの内容を印刷したものも必要ではないか。

模擬裁判参加者の評議は考えている以上に活発に行われていた。弁護士の事情については理解できる。弁護士が裁判員裁判に参加しやすくするために、民事裁判での配慮が必要であれば、検討したい。